

## 「AI時代の知的財産権検討会」 (第11回)

# 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」 策定に対する意見

一般社団法人日本新聞協会

2026.4.21

# 3年にわたって報道コンテンツの保護を繰り返し訴えてきた

## ◆生成AIを巡る新聞協会・会員社の主な動き

(23年5月17日) 生成AIによる報道コンテンツ利用をめぐる見解

(23年10月30日) 生成AIに関する基本的な考え方

(23年11月7日) AI時代の知的財産権検討会（第3回）での意見表明

(24年7月17日) 生成AIにおける報道コンテンツの無断利用等に関する声明

(24年12月18日) 「知的財産推進計画2025」の策定に向けた意見

(25年2月14日) 構想委員会（第3回）での意見表明

(25年6月4日) 生成AIにおける報道コンテンツの保護に関する声明

(25年8月7日) 【読売】パープレキシティを提訴

(25年8月26日) 【朝日・日経】パープレキシティを提訴

(25年12月1日) 【毎日・産経・共同】パープレキシティに対する抗議書  
【共同通信加盟48社】パープレキシティに対する抗議声明

(25年12月23日) 「知的財産推進計画2026」の策定に向けた意見

(26年1月26日) 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」に対する意見

(26年4月21日) AI時代の知的財産権検討会（第11回）での意見表明

## (26年4月20日) AI検索サービスに関する声明

◇AI検索でコンテンツ保護が一層困難に

コンテンツ利用にあたり、権利者のオプトアウトの尊重や透明性の向上は、コンテンツ保護の観点から他のAI事業者にも当然求められる。AI検索サービスはインターネット上のコンテンツを「知識データ」として参照しており、無断収集が構造的に生じやすい。データ収集を専門とする業者が存在しており、アプリケーション同士がデータを共有する仕組みであるAPIを通じて他の事業者からデータを入手する手法などもあるため、事業者自らクロールしなくてもデータ取得が可能となっている。「robots.txt」の無視や、クローラーの名称（ユーザーエージェント）の非開示、クローラー偽装といった課題も指摘されており、権利者の対応だけでは限界がある。

コンテンツ保護が一層困難になっている状況を踏まえ、これまで当協会が求めてきた制度整備を早期に進める必要がある。短期的には、生成AIの開発・提供・データ収集を行う事業者等に対するオプトアウト尊重を新たに法的義務とする著作権制度の改正や、「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」をより強力かつ早期に策定することが必要だ。さらに国内のAIの競争力を高めるためにも、影響力の大きい海外事業者に対してルール順守を徹底させることは重要な課題となる。

生成AIに関する新聞協会の声明・見解は[こちら](#)

## 法・技術・契約のいずれの解決策にも課題が存在している

### 法による解決

- ・著作権法の課題
- ・訴訟での解決に向けた課題
  - コンテンツが大量・瞬時に生成されるため、個別侵害事案の訴訟は限界がある
  - 権利者側の証拠収集に限界がある

### 技術による解決

- ・robots.txtによるブロックに限界がある
  - robots.txt無視、通常検索とAI検索の制御が同一、ユーザーエージェント非開示、クローラー偽装、他事業者を通じたデータ入手……など
- ・技術的な解決策は登場するものの、実効性や標準化への道筋が不透明

### 契約による解決

- ・事業者側の利用実態を権利者が知り得ない
- ・無断収集が可能なため、事業者側に契約締結のインセンティブが生じづらい
- ・巨大AI事業者との交渉力格差

報道コンテンツの無断利用・学習

ゼロクリックサーチの深刻化

に直面

## プリンシプル・コード案に対する意見抜粋①【総論】

- ▶ プリンシプル・コード案は、**報道コンテンツなどの知的財産の適切な保護を一步前進させるため、重要な内容**だと受け止めている。生成AI事業者が行うべき透明性の確保や知的財産権保護のための措置の原則を定め、権利者や利用者にとって安心・安全な利用環境の確保を目指す取り組みに賛同する
- ▶ 法定ルールではなく、強制的な開示や罰則を伴わないことから、**事業者が順守するかは不透明だ。実効性を高めていくことが求められる**
- ▶ これまでも文化庁「AIと著作権に関する考え方について」等を順守していないことが強く疑われるサービス展開が、**海外事業者を中心に散見される**。今回のコード案に関しても**同様の事態が懸念され、順守する事業者との公正な競争という観点からも問題**になりえる
- ▶ 政府はコードに従わない事業者、とりわけ影響力の大きい**海外事業者に対して周知と順守を積極的に働きかけるべき**であり、**改善が見られない場合は法制化を迅速に検討**するよう求める

新聞協会「『生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）』に対する意見」全文は[こちら](#)

## プリンシプル・コード案に対する意見抜粋②【原則1】

- ▶ 原則1の透明性確保のための措置として、**学習データに関連する事項が開示対象となったのは重要だ。クローラに関する開示を求めた方針は妥当**で、第三者クローラからの提供データを対象に含めていることにも賛同する
- ▶ **検索拡張生成（RAG）で利用される参照用の「知識データ」**についても蓄積している場合は**開示対象に含めるべきだ**。知識データも開示対象となることを明確にすべきだ
- ▶ 知識データの重要性が高まる一方、データ収集を専門とする業者の存在も明らかになっている。生成AI事業者自身によるクローリングと比べ、**外部業者を利用したデータ収集の場合、権利者がコンテンツを保護することはいっそう困難になる**。複雑化するデータの流通構造を踏まえ、**知識データも開示対象となることを明確にすべきだ**
- ▶ 知的財産権保護のための措置について開示を求めた点は妥当だ。とりわけ、**知的財産権保護のための原則の策定や、ペイウォールなどのアクセス制限の尊重、「robots.txt」に従うクローラの採用などは重要**であり、案に賛同する

新聞協会「『生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）』に対する意見」全文は[こちら](#)

## プリンシプル・コード案に対する意見抜粋③【原則2、3】

- ▶ 報道コンテンツなどの知的財産の適切な保護を一步前進させるため、重要な内容（再掲）
- ▶ **コンテンツ保護のためには、使用されたデータセットを権利者側が特定できることが重要**である。  
（中略）**権利侵害に対して権利者が泣き寝入りせざるを得なくなるものがないよう、生成AI事業者に対して実効性のある開示を求める規定**としてほしい
- ▶ 生成AI事業者による一方的なコンテンツ利用が横行する中で、**開示要求のハードルは極力低くするべきだ**。訴訟の準備段階で開示を求めることができるとしているが、「準備」は検討段階も含め広く解釈されるべきだ
- ▶ （原則2では）知的財産を十分に保護できるよう、原案のように広範な事項を対象に含めるとともに、**URL情報等だけでなく、要求者が指定するコンテンツが含まれるか否かについても要求可能とすべき**である。原則3の「開示要求可能事項」に関しても、こうした趣旨を踏まえて検討してほしい

新聞協会「『生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）』に対する意見」全文は[こちら](#)

## 事業者側から示された主な懸念等に対する意見

### ①情報公開・開示をめぐる「営業秘密」「セキュリティ」の懸念

- ・公開の範囲・粒度は過剰とはいえず、開示情報の利用目的は限定されている。それでも開発者・事業者側に実害が生じる場合には説明すれば回避できる設計になっている
- ・経済的な価値があるコンテンツの無断利用という、権利者側の実害
- ・クローラ名等の非公開によりrobots.txt設定や証拠集めが困難に  
→AI法が求める「透明性確保」との兼ね合いで検討されるべき

### ②対応するためにはコストが発生する

- ・開示請求のためには権利者側にもコストが発生  
→契約締結により双方のコスト削減につながる可能性

### ③海外事業者に対する実効性に課題があり、国内事業者だけが義務を負うことになる

- 政府は海外事業者に対する周知と順守の働きかけが必要
- 国内・海外を問わず事業者はルールを守るべき

## プリンシプル・コードにより透明性が確保されれば、課題解決に一定の道筋

### 法による解決

- ・著作権法の課題
- ・訴訟での解決に向けた課題
  - コンテンツが大量・瞬時に生成されるため、個別侵害事案の訴訟は限界がある
  - 権利者側の証拠収集に限界がある

### 技術による解決

- ・robots.txtによるブロックに限界がある
  - robots.txt無視、通常検索とAI検索の制御が同一、ユーザーエージェント非開示、クローラー偽装、他事業者を通じたデータ入手……など
- ・技術的な解決策は登場するものの、実効性や標準化への道筋が不透明

### 契約による解決

- ・事業者側の利用実態を権利者が知り得ない
- ・無断収集が可能なため、事業者側に契約締結のインセンティブが生じづらい
- ・巨大AI事業者との交渉力格差

## まとめ

- 権利者にとって課題が山積しており、透明性の向上は課題解決につながり得る
- 「プリンシプル・コード」は知的財産の適切な保護を一步前進させるため、重要な取り組み。AI法の基本理念の一つである「透明性確保」に沿う内容でもある
- 原則1ではクローラ開示やペイウォール・「robots.txt」順守、知財保護の原則策定が重要。原則2では利用されたデータが特定できることや、情報開示のハードルを下げる必要がある